

独立行政法人港湾空港技術研究所
平成21年度業務実績評価調書

国土交通省独立行政法人評価委員会
港湾空港技術研究所分科会

1. (1)-1) 戦略的な研究所運営

- 中期計画：経営戦略会議、評議員会等の議論を踏まえ、研究所運営の基本方針の明確化
社会・行政ニーズを適切に把握するため関係行政機関・外部有識者等との情報交換、関係行政機関との人事交流
研究所の役員と研究職員の間での意見交換
- 年度計画：（中期計画と同じ）
役員と研究職員の意見交換を開催して十分な意見交換を行う。

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するため とるべき措置 (1) 戦略的な研究所運営 1.(1)-1) 戦略的な研究所運営 ・経営戦略会議、評議員会等の議論を踏まえ、研究所運営の基本方針を明確にする。 ・社会・行政ニーズを適切に把握するため関係行政機関・外部有識者等との情報交換、関係行政機関との人事交流を行う。 ・研究所の役員と研究職員の間で意見交換を行う。	・中期計画と同じ ・中期計画と同じ ・役員と研究職員の意見交換会を開催して十分な意見交換を行う。	S	・平成18年度策定の研究所運営の基本方針を達成すべく、経営戦略会議・評議員会を各期に開催し、研究所の基本方針に沿った、将来の在り方、組織編制、業務評価方法、など、重要な方針を確認しながら効率的運営をめざしており、その成果として、例えば、迅速かつ柔軟に組織再編がなされるなど極めて順調な運営を行っている。 ・また、研究所の役員と研究職員の間で意見交換の機会を維持し、職員から出された意見・要望に対して迅速に対応し、それぞれフィードバックさせていること、研究所運営について職員との理解を深めるための理事長メッセージを発出していることなど高く評価できる。 ・さらに、社会・行政ニーズを適切に把握するため、国、地方自治体等の関係行政機関との情報交換及び人事交流、民間企業団体・研究所出身大学教授との情報交換を通じた緊密な連携を推進していることも高く評価できる。 ・以上、経営戦略会議等により効率的な研究所運営、役員間での意見交換及び他機関との情報交換及び人事交流などの「戦略的な研究所運営」の取組みにより、港湾空港分野における世界最高水準の研究及び技術開発を通して、羽田空港の再拡張事業、地震・津波・高潮などの沿岸域の防災分野、災害緊急対応など、社会に貢献しており、中期目標の達成に向けて、高く評価できる。	・絶えず、法人の理念、使命と目標と戦略のベクトルが整合しているのかを検証しながら、その都度、具体的目標に適切に対応できる研究所運営を引き続き実行していただきたい。

1.(2)-1)研究体制の整備

- 中期計画：高度化・多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応できるよう不断に検討・点検を行い、効率的な研究体制を整備
- 年度計画：基本的組織として研究主監、統括研究官、特別研究官、企画管理部、海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部、空港研究センター、津波防災研究センター及び LCM 研究センターを編成する。経営戦略会議を開催し、フレキシブルな研究体制の編成について検討する。

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(2) 効率的な研究体制の整備 1.(2)-1)研究体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究所における研究体制は部・室体制を基本としつつ、高度化・多様化する研究ニーズに迅速かつ効果的に対応できるよう不断に検討・点検を行い、効率的な研究体制を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的組織として研究主監、統括研究官、特別研究官、企画管理部、海洋・水工部、地盤・構造部、施工・制御技術部、空港研究センター、津波防災研究センター及びLCM研究センターを編成する。 ・経営戦略会議を開催し、フレキシブルな研究体制の編成について検討する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・行政ニーズ、国民ニーズ、更には、国際的研究協力・支援など、日本の国立研究機関として果たすべき役割を臨機応変に実施していくため、重点的に取り組むべき課題をリサーチし、研究を行う者の役割と研究所の管理を行う者の役割の整理を行い、限られた人数の中で効率的に研究を行い得る組織体制が構築されている。その成果として、自然災害に対する防災、環境保全、海洋開発などを総合的に進めるとともに、国内外で国際シンポジウムを多数主催するなど研究成果の普及にも取り組んでおり、中期計画・中期目標の達成に向けて、優れた実施状況にある。 ・さらに、横断的、フレキシブルな対応が求められる課題に対して、研究主監制度を活用して機動的・効率的・重点的に研究を実施し得る研究体制の構築がなされていること、また、海外における災害への派遣など海外との協力・連携体制が構築されていることなど、高度化・多様化する研究ニーズに効果的に対応し得る「研究体制の整備」への取組みは評価できる。 	

1.(3)-1) 管理業務の効率化

- 中期計画：業務の簡素化・電子化、定型的業務の外部委託による管理業務の一層の効率化

中期目標期間中の一般管理費及び業務経費の総額について、初年度の当該経費相当分を5倍した額に対し、それぞれ6%、2%程度抑制

- 年度計画：契約、経理等に関する事務の簡素化・電子化、定型業務の外部委託等の実施について業務改善委員会で検討し、管理業務の一層の効率化を図る。

一般管理費、業務経費について、20年度実績程度以下を目指す

＜業務実績評価調書＞

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>(3) 管理業務の効率化</p> <p>1.(3)-1)管理業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理業務の効率化の状況について定期的な見直しを行い、業務の簡素化、定型的業務の外部委託等を図ることにより管理業務の一層の効率化を推進する。 ・一般管理費について、中期目標期間中に見込まれる総額を初年度の当該経費相当分に5を乗じた額に対し、6%程度抑制する。 ・業務経費について、中期目標期間中に見込まれる総額を初年度の当該経費相当分に5を乗じた額に対し、2%程度抑制する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・契約、経理等に関する事務の簡素化、定型業務の外部委託等の実施について業務改善委員会で検討し、管理業務の一層の効率化を図る。 ・一般管理費及び業務経費について、前年度実績程度以下を目指す。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・業務改善委員会を毎月開催し、契約に関する事務の簡素化・効率化の推進、業務の外部委託の推進を行った結果、一般管理費は前年度実績以下に削減されており、中期目標の達成に向けて着実に実施している。しかしながら、業務経費については、年度目標を達成していない状況であった。 ・また、実験の計画的実施に資するべく、「実験資材置場予約システム」を導入するなど研究者が研究に専念できる体制整備を進めていることは評価できる。 ・さらに、契約監視委員会を組織し、随意契約の見直し等入札・契約事務手続きの改善について、改善策の迅速な実行と監事の監査を実施し、外部の意見を取り入れることで改善を図り、契約方式の見直し等を行うことでコンプライアンス向上に努めるとともに、結果として随意契約件数が平成18年度120件から平成21年度11件に減少し、具体的に改善効果が発現してきていることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「研究所」の性格からすると、民間との共同研究を実施する場合、民間のモチベーションをあげるために、ある程度の随意性を高めることが必要な分野もあると思われる。 ・業務経費の目標未達成の原因は、研究設備の修繕費の支出によるものであるが、設備の維持管理については、中長期の計画に基づいた予算を策定する必要があり、当該計画によっては、特定年度において前年比で支出増加となる年度計画もありうべき（または、当該臨時支出計画額を除いた計画額の設定)であるので、年度計画の策定を適確に行うべきである。

1. (4)-1) 人事交流・情報交換

- 中期計画：非公務員後も社会・行政ニーズに適切に対応した業務運営のため、関係行政機関との人事交流・情報交換を円滑に実施
非公務員型の利点を活かして大学教員等の非公務員との人事交流、勤務態勢の見直し
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
(4) 非公務員化への適切な対応 1.(4)-1) 人事交流・情報交換 ・非公務員化後も社会・行政ニーズに適切に対応した業務運営が可能となるよう、関係行政機関との人事交流や情報交換を実施する。 ・非公務員型の利点を生かして、大学教員等の人事交流の実施、裁量労働制の導入をはじめとする勤務体制の見直しを行う。	中期計画と同じ。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・非公務員型の独立行政法人のメリットを十二分に活用し、国の機関、大学等の研究機関等との人事交流・意見交換を活発に行い、研究の質的向上と情報交換に努力を払っており、研究内容を大学等の研究機関へ普及していること。また、逆に、大学、民間企業から研究者を招聘して研究所の質の向上を図っているなど、研究所と他機関が相互に人事交流のメリットを享受しているなど、中期目標の達成に向けて、先進的に取り組んでいる。 ・大学、民間との人事交流は、研究所及び研究者個人の活動が外部から高く評価されている現れであり、特に、大学等への転出は、キャリアパスの体制が良好であることを示している。 ・さらに、効率的な研究実施と研究者の研究意欲向上のため、研究環境の一層の改善を図る施策の一つとして、上級研究者を対象とする裁量労働制を定着させ、6名の博士学位取得者取得人数を増やすなど着実な成果を挙げている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間も含めた人事交流に引き続き取り組むことにより、時代のニーズをつかむ努力をして頂きたい。

2. (1)-1) 研究の重点的实施

- 中期計画：中期目標に示された3研究分野のそれぞれについて、社会・行政ニーズ及び重要性・緊急性を踏まえ11の研究テーマを設定
特に重要性・緊急性の高い研究を重点研究課題とし、その研究費の各年度の全研究費に対する配分比率を60%程度以上
重点研究課題の中でも特に緊急に実施すべき研究を特別研究と位置づけ、人員及び資金を重点的に投入して迅速な研究を推進
- 年度計画：11の研究テーマに対応して、63の研究実施項目の研究を実施
10の重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率を60%程度以上、6の研究実施項目を特別研究として位置づけ推進

＜業務実績評価調書＞

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 (1) 質の高い研究成果の創出 2.(1)-1) 研究の重点的实施 ・ 中期目標に示された3研究分野のそれぞれについて、社会・行政ニーズ及び重要性・緊急性を踏まえ11の研究テーマを設定する。 ・ 研究テーマの中で特に重要性・緊急性の高い研究を重点研究課題として毎年度設定し、重点研究課題の研究費の各年度の全研究費に対する配分比率を60%程度以上とする。 ・ 重点研究課題の中でも特に緊急に実施すべき研究を特別研究と位置づけ、人員及び資金を重点的に投入して迅速な研究の推進を図る。	・ 11の研究テーマに対応して、63の研究実施項目の研究を実施する。 ・ 特に重要性・緊急性の高い研究テーマを重点研究課題と位置づけ、研究費を重点的に配分することとし、平成21年度においては、10重点研究課題の研究費の全研究費に対する配分比率を60%程度以上とする。 ・ 重点研究課題に含まれる研究で特に緊急に実施すべき6の研究実施項目を特別研究と位置づけて実施する。	S	・ 研究部、研究室の枠を越えて、3つの研究分野・11の研究テーマについて設定し、研究予算などに関して綿密な検討を行い、研究全体を総合的に調整し実施する体制を整え研究を重点的に実施するとともに、重要性・緊急性の高い研究として位置づけた重点研究課題に対する研究費の全研究費に対する配分比率の21年度の実績値は84.6%（目標値は60%程度以上）で目標を達成しており、優れた実施状況にある。 ・ また、社会・行政ニーズに応えるべく、非常に緻密な組織体制を構成し、人員・資金など限られた研究資源を適切かつ重点的に投入することで、効率的に研究成果をあげている。なかでも、今日的課題となっている気候変動への対応等、重要性・緊急性を基準とした重点研究課題を設置するとともに、そのうち、特に緊急に実施すべき6つの研究テーマを「特別研究」として位置づけて、更なる研究資源の重点化を図り、迅速かつ効率的に研究を推進したことは高く評価できる。 ・ これらの取り組みにより、大規模地震防災、津波防災に関するテーマなどをはじめほとんどの研究テーマについて外部評価委員会より高い評価を得られおり、多数の学会賞を受賞するなど大きな成果をあげている。	・ 質の高い研究成果を創出しており、また、その研究活動を年々向上させている。

2. (1)-2) 基礎研究の重視

- 中期計画：波浪・海浜・地盤・地震・環境等に関する基礎研究は研究所が取り組むあらゆる研究の基盤であることから、積極的に取り組む
 中期目標期間中を通して、基礎研究の研究費の各年度の全研究費に対する配分比率を 25%程度以上
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(1)-2)基礎研究の重視 ・波浪・海浜・地盤・地震・環境等に関する基礎研究は研究所が取り組むあらゆる研究の基盤であることから、積極的に取り組む。 ・中期目標期間中を通して、基礎研究の研究費の各年度の全研究費に対する配分比率を 25%程度以上とする。	中期計画と同じ	S	<ul style="list-style-type: none"> ・63の研究実施項目のうち地震、津波、高潮・高波、沿岸環境・生態系、海浜変形などの原理・現象の解明に関する17項目を基礎研究として位置づけ、基礎研究の研究費の全研究費に対する平成21年度の配分比率は26.1%（目標値は25%程度以上）を確保し目標を達成しており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 ・我が国の沿岸・海洋における応用的・実践的研究の礎となる港湾地域強震観測、全国港湾海洋波浪観測、海浜地形観測など、行政ニーズに対応した継続的に必要な基礎研究を長期間にわたり適切かつ着実に実施していることは評価できる。 ・これらの基礎研究の分野においても多数の学会賞を受賞するなど優れた実績を上げており高く評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎研究が何にながっていくのかを絶えず検討し、引き続き目的意識を持って社会に役立つ研究へとつなげる努力をして頂きたい。

2. (1)-3) 萌芽的研究の実施

- 中期計画：将来の発展の可能性があると想定される萌芽的研究については適切な評価とこれに基づく予算配分を行い先見性と機動性をもって推進
- 年度計画：3件の特定萌芽的研究を実施。年度途中においても必要に応じて追加

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(1)-3) 萌芽的研究の実施 ・将来の発展の可能性があると想定される萌芽的研究については、適切な評価とこれに基づく予算配分を行い、先見性と機動性をもって推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・将来の発展の可能性があると想定される萌芽的研究のうち、特に重点的に予算配分するものを特定萌芽的研究と位置づけ、3件の研究を行う。 ・年度途中においても、必要に応じ新たな特定萌芽的研究を追加し、実施する。 	A	<ul style="list-style-type: none"> ・特定萌芽的研究については、内部評価委員会等での評価の結果、年度途中で追加募集を含めて21年度には9件中5件を採択。限られた予算の中で中期計画期間中最も多い研究資金を配分するなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・また、研究者の能力開発と研究分野毎の研究の質の底上げに寄与する「萌芽的研究」は基礎研究とともに重要であり、萌芽的な研究を継続的に募集・実施することで、若手研究者による自由なテーマを募集するといった配慮と、若手研究者の芽を伸ばそうとする姿勢は十分評価できる。 ・その結果、土木学会賞吉田研究奨励賞を獲得し、また、地震発生時に迅速に予報を出す必要のある津波浸水計算の時間を大幅に短縮するなど、高い研究成果を出していることは評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・萌芽的研究から本研究へつながることを期待する。 ・若手研究者のモチベーションを上げるために萌芽的研究予算をもう少し増やしてはどうか。

2. (1)-4) 外部資金の導入

- 中期計画：外部の競争的資金の積極的な獲得と受託研究資金の獲得
- 年度計画：外部有識者による研究者向けの講習会の実施等により外部の競争的資金の獲得を奨励し、国等からの技術課題解決の要請に応えること等を通じて受託研究資金等の獲得

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(1)-4)外部資金の導入 ・研究資金の充実と多様性の確保を図る観点から、外部の競争的資金の獲得に積極的に取り組む。 ・外部からの技術課題解決の要請に応えること等を通じて、受託研究資金等の獲得を図る。	・外部有識者による研究者向けの講習会の実施等により外部の競争的資金の獲得を奨励し、外部の競争的資金の獲得に積極的に取り組む。 ・国等からの技術課題解決の要請に応えること等を通じて、受託研究資金等の獲得を図る。	A	・外部からの競争的資金の獲得は、昨年度よりも若干少なくなったものの、35件という高い水準を維持しているとともに、国等からの受託研究資金についても、着実に獲得し、厳しい社会情勢のもとで多くの重要な研究を遂行し、中期目標の達成に向けて着実な実施状況である。 ・また、研究者個人個人の外部資金の獲得は、その個人が実施している研究の質の高さを反映しているものであり、同資金を積極的に活用して民間企業（11社）、大学等（38校）等と共同研究を行い、成果を広げていることなど研究所の使命を高度に果たしていると認められる。 ・さらに、外部競争的資金の適正使用についても、その募集等に関する研究者への情報の提供、外部資金獲得のためのアドバイザー制度の活用、関連する講演会の実施など、獲得実績の研究者評価への反映など十分なサポート体制を敷きつつ外部資金導入に取り組んだ効果が伺われるなど、評価できる。 ・受託研究成果に関する顧客満足度調査を行い、また、課題解決の要請に対応できているかの検証を行うなど、委託先から高い評価を得ていることは評価できる。	

2. (1)-5) 国内外の研究機関・研究者との幅広い交流・連携

●中期計画：産学官連携による共同研究を推進し、中期目標期間中にのべ 290 件程度の共同研究を実施

国際会議の主催・共催、国際会議への積極的な参加（国際会議においては、中期目標期間中に合計 310 件程度の研究発表）等、国内外の研究機関等との連携・交流を推進

●年度計画：産学官連携による共同研究を 60 件程度実施

国際会議の主催・共催、国際会議への積極的な参加（国際会議においては、60 件程度の研究発表）等、国内外の研究機関等との連携・交流を推進する

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(1)-5)国内外の研究機関・研究者との幅広い交流・連携 ・産学官連携による共同研究を推進し、中期目標期間中にのべ 290 件程度の共同研究（外部の競争的資金によるものを含む）を実施する。 ・国際会議の主催・共催、国際会議への積極的な参加（国際会議においては、中期目標期間中に合計 310 件程度の研究発表）等、国内外の研究機関等との連携・交流を推進する	・産学官連携による共同研究（外部の競争的資金によるものを含む）を 60 件程度実施する。 ・国際会議の主催・共催、国際会議への積極的な参加（国際会議においては、60 件程度の研究発表）等、国内外の研究機関等との連携・交流を推進する。	A	・大学・研究機関及び民間企業との共同研究 62 件（目標値は 60 件程度）、国外で開催された 44 の国際会議で 66 件（目標値は 60 件程度）の研究発表を実施している。特に国際会議の主催・共催により、主体的に多くの国内外の研究者との交流を果たしており、中期計画、年度計画の達成に向けて着実に実施している。 ・また、研究者の長期在外研究のための国外研究機関への派遣、例えば、主任研究官 1 名をスコットランド海洋科学協会へ派遣する、外国人研究者を客員研究者として受け入れるなど、国際的な研究交流を積極的に行っていることは評価できる。 ・さらに、内外の研究機関との連携協定を締結し、研究協力を一層促進する体制を整えた点は高く評価できる。また、産学官連携による共同研究を推進していることも評価できる。	・日本の技術の総合力（強化）を意識した内外の研究機関との交流を進めることを期待。 ・国内外の研究機関・研究者とのネットワークの有効な有効を図るよう工夫を頂きたい。特にインフラ海外輸出にもつながるネットワーク活用を意識して交流を進めることを期待する。

2. (1)-6) 研究評価の実施と公表

- 中期計画：研究部内、研究所、外部の各評価委員会による3層で、研究の事前・中間・事後の3段階の研究評価を実施
評価のプロセス、評価結果等をインターネット等を通じて公表
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(1)-6)研究評価の実施と公表 ・研究部内、研究所、外部の各評価委員会による3層で、研究の事前・中間・事後の3段階の研究評価を実施する。 ・評価のプロセス、評価結果等をインターネット等を通じて公表する。	中期計画と同じ	S	<ul style="list-style-type: none"> ・3層（担当研究者を中心として行うテーマ評価会、研究所全体で行う内部評価委員会、外部の有識者による外部評価委員会）3段階（研究実施の事前、中間、事後）の合理的な評価システムが十分機能しており、研究の計画的な進展を絶えずチェックし、また、その研究成果の充実につながっていることから中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 ・また、評価システムにより得られる研究評価結果を公表するだけでなく、研究テーマの見直し、研究内容の充実、研究費の配分等に活用するなど、研究評価システムが形骸化することなく十分機能していることが伺える。 ・さらに、外部評価委員会の委員からの指摘事項についても適切に対応している。 	

2. (2)-1) 港空研報告・港空研資料の刊行と公表

- 中期計画：研究成果を研究所報告及び資料としてとりまとめ、年4回定期的に刊行して国内外の大学・研究機関等に配布するとともに、インターネットを通じて公表
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
(2) 研究成果の広範な普及・活用のためとるべき措置 2.(2)-1) 港空研報告・港空研資料の刊行と公表 ・研究成果を研究所報告及び資料としてとりまとめ、年4回定期的に刊行して国内外の大学・研究機関等に配布するとともに、インターネットを通じて公表する	中期計画と同じ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾空港技術研究所報告、同資料を、年4回刊行（目標値は年4回の定期的刊行）し、それぞれ国内外の多くの大学・研究機関に幅広く配布している。また、その研究成果は、研究の質的保証を確保した上で、より広い範囲の国民や世界の研究者へ提供するために研究所のホームページで論文全文を公開しており、中期目標の達成に向けて着実に実施している。 ・ さらに、リアルタイム波浪観測などの観測データやプログラムは、インターネットを通じて公開することで、研究所の研究成果が広く社会に還元されており、この成果を示すひとつの指標としてホームページへのアクセス回数が年々、飛躍的に増加を続け、平成21年度、1日平均約2万2千回となり平成18年度と比較して、4倍以上となっている。特に、チリ地震時には非常に多くのアクセス数を記録したことは、一般からの高い認知度が認められていることでもあり、評価できる。 ・ ただ、データや計算プログラムの公開では、ホームページを通じた成果の普及や活用を図っているが、研究所ホームページのトップページのデザイン、内容とシステムは未だ使いやすいものとは言い難い。 	

2. (2)-2) 査読付論文の発表

- 中期計画：国内外の専門誌への論文投稿等による研究成果の幅広い普及
英語等の外国語による論文の積極的な発表により海外への研究成果の普及
中期目標期間中の査読付論文の発表数を合計 620 編程度、そのうち 340 編程度を英語等の外国語による
- 年度計画：（中期計画に同じ）
査読付論文の発表数を合計 125 編程度、そのうち 70 編程度を英語等の外国語による

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-2) 査読付論文の発表 ・国内外の専門誌への論文投稿等により研究成果の幅広い普及を図る。 ・英語等の外国語による論文の積極的な発表により海外への研究成果の普及を促進する。 ・具体的には、中期目標期間中の査読付論文の発表数を合計 620 編程度、そのうち 340 編程度を英語等の外国語によるものとする。	・中期計画と同じ ・中期計画と同じ ・具体的には、査読付論文の発表数を合計 125 編程度、そのうち 70 編程度を英語等の外国語によるものとする。	S	・学会論文集への投稿などにより研究成果を査読付論文発表数 137 編と年度目標値 125 編を相当超えた実績を残し、また、英文による論文発表は 65 編と年度目標を概ね達成し、査読論文発表数を高いレベルで安定的に維持しており、中期目標の達成に向けて優れた実績をあげている。 ・また、研究論文が土木学会の研究業績賞や海外における論文賞受賞など 11 学協会から表彰を受けたこと、役職員 6 名が学位論文を取得したことなど、質的に高いレベルで研究成果が立証されたことは高く評価できる。 これは国際会議への研究者の積極的な派遣等、英文論文発表のための環境整備に研究所が極めて意欲的に取り組んでいる成果であると思われる。	

2.(2)-3)一般国民への情報の提供

- 中期計画：広報誌の発行、研究所のホームページの充実等により、一般国民に対して情報提供
研究所の施設の一般公開を年1回以上、中期目標期間中に5200人以上の来場者を見込む
最新の研究を一般国民向けに分かりやすく説明・紹介する講演会を年1回以上開催
- 年度計画：広報誌を発行、研究所のホームページの充実等により、一般国民に対して情報提供
研究所の施設の一般公開を2回実施し、1040人以上の来場者を見込む
最新の研究を一般国民向けに分かりやすく説明・紹介する講演会を5回開催
研究所の諸活動の理解を得るための研究所によるアウトリーチ活動を実施

<業務実績評価調査>

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
<p>2.(2)-3)一般国民への情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌の発行、研究所のホームページの充実等により、一般国民に対して情報提供を図る。 ・研究所の施設の一般公開を年1回以上実施する。施設の一般公開においては、中期目標期間中に5200人以上の来場者を見込む。 ・最新の研究を一般国民向けに分かりやすく説明・紹介する講演会を年1回以上開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌を発行、研究所のホームページの充実等により一般国民に対して情報提供を図る。 ・研究所の施設の一般公開を2回実施する。施設の一般公開においては、1040人以上の来場者を見込む。 ・最新の研究を一般国民向けに分かりやすく説明・紹介する講演会を5回開催する。 ・研究所の諸活動に対する理解を得るための研究者によるアウトリーチ活動を積極的に実施する。 	S	<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「海風」の年4回刊行、メールマガジン形式による配信を行い、より多くの読者の獲得に努めるとともに、ホームページの内容の充実を図り一般国民に対して情報提供を図っている。また、研究所の公開を年2回実施し、来場者は1,091名（目標値は2回1,040名以上）で目標を達成するとともに、来場者に対するアンケートによるフォローや総合学習講座を行うなど、国民への適切な情報提供に取り組んでおり、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 ・一般公開時以外の個別見学来場者数は、横須賀市のこども防災大学などへの協力活動等を含めて、過去最多の1,891名に及び、全国で年間12回開催した一般国民を対象にした講演会には1,456名の聴講者を得ており、一般国民への情報提供、研究所の役割・研究成果を広く国民に還元したことは高く評価できる。 ・さらに、海に囲まれる日本では、絶えず高潮・津波等の自然災害の危機にさらされている。このような中、チリ地震津波や台風18号などの災害関係報道を中心に合計27回、テレビ・ラジオのマスメディアを通じて国民にわかりやすい解説や情報を提供し、国民の防災意識を高めることにつながったことも高く評価できる。 	

2. (2)-4) 知的財産権の取得・活用

- 中期計画：特許の出願・取得を奨励し、中期目標期間中に合計 50 件程度の特許出願

特許を含む知的財産全般について適切な活用・管理

- 年度計画：特許の出願・取得を奨励し、10 件程度の出願

弁理士による所内研修等、保有特許の利用促進、知的財産管理活用委員会による知的財産の管理・活用のあり方の検討

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-4) 知的財産権の取得・活用 ・特許の出願・取得を奨励し、中期目標期間中に合計 50 件程度の特許出願を行う。 ・特許を含む知的財産全般について適切な活用・管理を行う。	・特許の出願・取得を奨励し、10 件程度の出願を行う。 ・弁理士による所内研修等により保有特許の利用促進を図る等、知的財産管理活用委員会において、知的財産の管理・活用のあり方について検討する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・所内研修等特許出願の奨励策の実施等により、特許 11 件を出願（目標値は 10 件程度）し、年度計画の目標を達成するとともに、当年度までの4年間の累積として、今中期計画期間の目標である 50 件を既に達している。また、特許権の出願にあたっては、知的財産管理活用委員会において出願、審査請求等の是非等について検討しており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。 ・さらに、質の高い特許を申請すべく努力が見られ、また、既得特許の利用促進を図った結果、特許実施料収入は過去最高額（33,082 千円）を獲得し、今中期目標期間の累計として1億円に達するなど、その知的財産の活用について、積極的に取組み、成果を出したことは評価できる。 	

2. (2)-5) 学会活動・民間への技術移転・大学等への支援

- 中期計画：関連する学会や各種委員会へ研究者の派遣、各種規格・基準の策定に参画
民間、高等教育機関への技術移転を積極的に推進
民間からの研修生及び大学からの実習生を中期目標期間中にのべ 290 人程度受け入れ
- 年度計画：（中期計画と同じ。）
民間からの研修生及び大学からの実習生を60人程度受け入れ

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-5)学会活動・民間への技術移転・大学等への支援 ・関連する学会や各種委員会へ研究者の派遣、各種規格・基準の策定に参画する。 ・民間への技術移転の推進を図る。高等教育機関への技術移転を積極的に推進する。 ・民間からの研修生及び大学からの実習生を中期目標期間中にのべ 290 人程度受け入れる。	・中期計画と同じ ・中期計画と同じ ・平成21年度は民間からの研修生及び大学からの実習生を合計 60 人程度受け入れる。	A	・研修生及び実習生合わせて 53 名を受け入れ（目標値は 60 名程度）であり、単年度計画では目標を下回っているものの、当中間目標期間の経過的目標値を達成している。受け入れた研修生、実習生に対するアンケート結果も良好である。学会等の技術委員会への研究者派遣、学会等の規格・基準策定への支援、民間の技術者を対象とした技術講習会の開催、大学等への教授等としての研究者の派遣、連携大学院制度の活用など、積極的に技術移転・教育支援を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・また、限られた人数の中、研究者を大学等へ客員教授等として派遣するなど人的資源を幅広く社会に還元していることは、研究所のレベルの高さを証明するものであり、評価できる。	・国内外の研究機関・研究者とのネットワークを有機的に有効に活用することに期待する。特にインフラ海外輸出等へも繋がるネットワークの活用に努めて頂きたい。

2. (2)-6) 国際貢献の推進

●中期計画：情報提供や関係する委員会への研究者の派遣等により、技術の国際標準化に貢献

外国人技術者を対象とした研修への講師派遣等、国際的な技術協力の推進

●年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-6) 国際貢献の推進 ・関係する委員会への研究者の派遣等により、技術の国際標準化に貢献する。 ・外国人技術者を対象とした研修への講師派遣等、国際的な技術協力の推進を図る。	中期計画と同じ	S	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾・航路技術の国際標準化に関連する調査研究機関であるPIANC（国際航路協会）のワーキンググループ等へ研究者を派遣し、技術の国際標準化に貢献するとともに、JICA（国際協力機構）が主催する外国人技術者研修等への研究者の派遣、JICA 短期専門家としてコスタリカ、ミャンマー、東チモールに延べ7名の研究者を派遣するなど、国際的な技術協力を行っており、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にある。 ・また、サモア諸島地震津波の国際調査団に3名の研究者を派遣するとともに、チリ地震・津波においては日本の4学会合同調査団に2名の研究者を派遣し、海外での災害調査を通じた国際的な技術協力において著しい成果をあげており高く評価できる。 ・さらに、「港湾技術基準、同解説」の英語版を作成し、国際的な活用を図ることにより港湾技術の国際化、標準化にも貢献した。 ・以上の取組み結果として、土木学会出版文化賞の受賞や土木学会国際活動奨励賞を受賞するなど、外部からの高い評価が同え、特に東南アジア・太平洋地域に対する貢献は特筆すべきものである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・構築された国外の研究機関・研究者とのネットワークを活かして、更なるインフラ海外輸出等にも繋がる国際貢献への架け橋にしてほしい。

2. (2)-7) 国等が抱える技術課題解決のための積極的な支援

- 中期計画：受託研究や研究者の派遣により国等がかかえる公共事業の実施上の技術的課題等の解決に的確に対応
 国等の技術者を対象とした講演、研修講師による、技術情報提供と指導等を行い、行政への研究成果の反映の推進
 我が国の港湾・海岸・空港に関する技術基準の策定、新技術の評価業務を支援
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-7) 国等が抱える技術課題解決のための積極的な支援 ・国等がかかえる公共事業の実施上の技術的課題等の解決に的確に対応する。 ・国等の技術者を対象とした技術指導等を行い、行政への研究成果の反映の推進を図る。 ・我が国の港湾・海岸・空港に関する技術基準の策定業務を支援する。	中期計画と同じ	A	・国、地方公共団体等から57件の受託研究の実施、国等の各種技術委員会等への委員の派遣、国等の技術者を対象とした講習会等の開催、国の技術者研修への講師の派遣、研究成果報告会の実施、港湾、空港に関する技術基準等改訂への支援、新技術活用システム(NETIS)への技術指導等、多面的な行政支援を行っており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・特に、国の技術基準の作成や羽田空港再拡張プロジェクトにおいてはプロジェクトチームを編成し、さまざまな受託研究等を通じて防食工法をはじめとする技術的サポートを行うなど、公共事業の実施上の技術的課題の解決に際して技術指導や助言を行うなど、国の研究機関としてその使命を高度に果たしている。これらの「国等が抱える技術的課題解決のための積極的な支援」への取組みに対する研究所の積極的で多様な努力は評価できる。	

2. (2)-8) 災害発生時の迅速な支援

●中期計画：災害時における国等からの要請に対し、必要な技術指導等を迅速かつ適切に行う
 予行演習の実施とマニュアルの改善等により緊急時の技術支援に万全を期す

●年度計画：（中期計画と同じ。）

マニュアルに基づく予行演習を1回実施し、その結果等をもとに、災害の発生時等における所内の対応体制の充実を含めたマニュアルの充実を図る。

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(2)-8) 災害発生時の迅速な支援 ・災害時における国等からの要請に対し、必要な技術指導等を迅速かつ適切に行う。 ・予行演習の実施とマニュアルの改善等により緊急時の技術支援に万全を期す。	・中期計画と同じ ・平成21年度は、マニュアルに基づく予行演習を1回実施し、その結果等をもとに、災害の発生時等における所内の対応体制の充実を含めたマニュアルの充実を図る。	S	・研究所災害対策マニュアルに基づき、研究所近傍で発生する大規模地震を想定し、徒歩参集・対策本部の設置・安否確認・被災状況調査・事業継続のための資材備蓄品の確認等を含む総合的かつ実践的な予行演習を実施し、業務継続計画の実効性を確認している。また、災害時の参集ルート確保のため、陸上自衛隊通信学校と覚書を締結するとともに、災害時の連絡手段確保のための中央防災無線の整備を行うなどの改善が図られるなど、中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。 ・さらに、駿河湾を震源とする地震による災害発生時には、TEC-Force（緊急災害対策派遣隊）先遣班として迅速に研究者を派遣し、また、サモア諸島地震津波による災害発生時には国際調査団に3名の研究者を派遣、チリ地震・津波による災害発生時には日本の4学会合同調査団に2名の研究者を派遣したことなど、災害緊急時に迅速に対応したことは高く評価できる。	・非常時での災害発生時の迅速な支援として極めてよい体制を整えており、その成果も評価されている。 ・新たに整備された「大規模地震津波実験施設」、新たな組織「アジア・太平洋沿岸防災研究センター」なども活用して、港湾空技術研究所が国内外の災害発生時の技術支援の中心組織となることを期待する。

2. (3)-1) 研究者評価の実施

- 中期計画：研究者評価を適切に実施し、人材を育成
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項 目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
(3) 人材の確保・育成のためとるべき措置 2.(3)-1) 研究者評価の実施 ・研究者評価を適切に実施し、人材の育成を図る。	中期計画と同じ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者個々人との対話を図り、研究所の研究ポテンシャルの維持・向上と研究者個々人の研究意欲向上のためのマネジメントを行うことを目的とした評価を実施し、また、研究環境を支援する管理部門職員に対しても国に準じた職員評価を試行するなど、所全体として実行性のある評価システムが構築・実行され着々と成果を上げており、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・また、評価システムの評価結果をもとに、在外研究等のインセンティブを与えるなど、研究者のモチベーションを向上させ、着実に人材の育成が図られている。 	

2. (3)-2) その他の人材の確保・育成策の実施

●中期計画：勤務体制の見直しによる優秀な人材の確保

研究者評価・研究評価等を通じて研究活動のPDCAサイクルの形成と所内の研究資金の競争的配分制度等多様な方策により研究者の確保・育成
在外研究、講演会の実施による研究者の能力向上

●年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
2.(3)-2) その他の人材の確保・育成策の実施 ・所内の研究資金の競争的配分制度等多様な方策により研究者の確保・育成を図る。 ・研究者評価・研究評価等を通じて研究活動のPDCAサイクルの形成に努める。	中期計画と同じ	A	<ul style="list-style-type: none"> ・任期付研究員の採用、優秀な任期付研究員の正規職員化、研究者評価及び研究評価に基づく所内の研究資金の競争的配分、在外研究制度等の活用による研究員のインセンティブ向上などの工夫とともに、国内外の優れた研究者による講演会の実施・研究指導等実施する等により、優れた人材確保・育成を行っており、結果、平成21年度は新たに6名が博士号を取得し、博士号取得者の割合が54%に達するなど、年度計画・中期目標の達成に向けて着実に実施している。 ・研究活動のPDCAサイクルについても、3層・3段階評価の運用をもとに、有効に機能している。 	

3.-1) 適切な予算執行

- 中期計画：予算、収支計画、資金計画を適正に実施するとともに経費の抑制に努め、財務内容を改善
- 年度計画：（中期計画と同じ。）

<業務実績評価調書>

項 目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
3. 適切な予算執行 3.-1)適切な予算執行 ・予算、収支計画、資金計画について別表のとおり計画し、これを適正に実施するとともに経費の抑制に努め、財務内容の改善に努める。	中期計画と同じ	A	・予算、収支計画及び資金計画に基づき業務を適正に実施するとともに、一般管理費等の経費の抑制に努めている。一方、特許収入、受託収入の増加により財務内容の改善がなされ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。	

4. (1)-1) 施設・設備に関する計画

- 中期計画：「施設整備計画」に定めた施設の整備及び既存施設の維持補修、機能向上
- 年度計画：「施設整備計画」に基づき「大規模地震津波実験施設」の整備及び「受電施設等更新」を引き続き進めるとともに、既存施設の維持・補修、機能向上に努める。

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
4. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設・設備に関する計画 4.(1)-1) 施設・設備に関する計画 ・「施設整備計画」に定めた施設の整備及び既存施設の維持補修、機能向上に努める。	・施設整備計画に基づき「大規模地震津波実験装置」、「受電施設」等の完成を目指すとともに、「沿岸防災実験施設」等の整備を継続的に実施する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・地震及び津波の巨大なエネルギーを遠心力により再現し、地震及び津波による破壊現象を解明するための「大規模地震津波実験施設」の整備を継続的に行うなど、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・特に、「大規模地震津波実験施設」の施設整備に当たり、早期に完成させたことは、評価できる。 	

4. (2)-1) 人事に関する計画

- 中期計画：前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに、人件費（退職手当等を除く。）の5%以上の削減
 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直し
 業務を確実にかつ効率的に遂行するために、研究者をはじめとする職員を、その適性に照らし、適切な部門に配置
- 年度計画：人件費（退職手当等を除く。）について平成20年度実績程度を目指す

<業務実績評価調書>

項目		評価結果	評価理由	意見
中期計画	平成21年度計画			
(2) 人事に関する計画 4.(2)-1) 人事に関する計画 ・前中期目標期間の最終年度予算額に対し、本中期目標期間の最終年度までに、人件費（退職手当等を除く。）について5%以上の削減を行う。 ・役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 ・業務を確実にかつ効率的に遂行するために、研究者をはじめとする職員を、その適性に照らし、適切な部門に配置する。	・中期計画と同じ。 ・人件費（退職手当等を除く。）について平成20年度実績程度を目指す。	A	・人件費は、前年度実績値以下となり単年度目標を達成している。当研究所は、中期計画の達成に向けて着実に人件費の削減に取り組んでおり、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にある。 ・給与水準のうち事務・技術職については、人員構成により大きな変動を受けることとなるため、平成21年度は国家公務員比較で101.9とやや高くなっているが、経過的な現象であると考えられる。また、研究職についても104.4となっているが、昨年度より低下しており、有能な人材研究員の確保し、高水準の研究を維持するためにはやむを得ないものと考えられる。	・ラスパイレス指数については、国家の研究開発人材育成戦略と国立研究所としての役割に照らして別途議論されるべきである。

総務省政独委「平成20年度における国土交通省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について」
等への対応の実績及びその評価

	実績	評価(案)
○政府方針等 ①これまでに実施された事業仕分け(21年11月及び22年4月)で当該法人に係る事項が対象となっている場合には、事業仕分けの評価結果を踏まえた対応。	①該当なし。	—
②業務・事業は、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの等に限定されているか。	②中期目標における「研究の重点的实施」では、「民間では実施されていない研究」、「民間による実施が期待できない研究」、「民間による実施がなじまない研究」を実施することとしている。 具体的には、「地震・津波・高潮等の防災対策に関する研究」、「閉鎖性水域・沿岸域の環境修復や生態系回復に関する研究」、「港湾・空港施設のライフサイクルマネジメントに関する研究」、「長期間にわたる現地観測・解析等の基礎的研究」等を実施している。 いずれも、社会資本(港湾・空港等)の整備、利用及び保全など事業実施に必要な技術的課題の解決に資する研究や技術開発であり、民間の主体では実施が困難なものと考えている。 ※業務実績報告書(p66～120参照)	中期目標に沿って、行政支援や社会的・国民的なニーズへの対応、国際協力など、重点的に取り組むべき研究業務などを計画的かつ機動的に進めている。これらは、いずれも民間の主体では実施が困難なもの認められる。
③研究開発関係の事業をはじめとする他の独立行政法人等で類似の取組を行っている事業について、重複排除、事業主体の一元化や効率的な連携が図られているか。	③上記のとおり、港湾・空港等の分野における社会資本の整備などに関する研究業務を行っており、他の独立行政法人とは異なる分野の研究を実施している。 ※業務実績報告書(p.66～120参照)	港湾・空港等の分野における社会資本の整備などに関する研究業務を行っており、他の独立行政法人等と重複した取組が行われている状況にはないと認められる。
○財務状況 ①法人又は特定の勘定で、年度末現在に100億円以上の利益剰余金を計上している場合、その規模の適切性(当該利益剰余金が事務・事業の内容等に比し過大なものとなっていないか)	①該当なし。 (「H21年度の利益剰余金は約360百万円。)	—

	実績	評価(案)
②事業の受益者の負担、民間からの寄付・協賛等の自己収入の拡大に向けた取組。	②保有特許の利用促進への取組みとして、ホームページ上での保有特許情報の公表、特許情報パンフレットなどを用いた業界団体との意見交換会や全国各地域での特別講演会での広報活動を実施した結果、平成21年度の特許実施料収入は過去最大となった。 ※業務実績報告書(p.217～220 参照)	特許実施料収入が拡大したことは、ホームページ、パンフレット、講演会等の広報活動により既存特許の利用促進に努めた結果であり、適切な対応がとられているものと認められる。
○保有資産全般の見直し (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)法人の任務・設置目的との整合性、 任務を遂行する手段としての有用性・有効性等、 ii)事務・事業の目的及び内容に照らした資産規模の適切性、 iii)現在の場所に立地する業務上の必要性等 iv)資産の利用度等 v)経済合理性 といった観点に沿った保有の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)	①保有する実物資産は、研究業務実施に不可欠な実験施設・設備、建物(事務室等)であり、これらの資産の管理状況等は毎年度の監事監査を受けている。さらに、減損会計導入に伴い資産の適正管理に努めた結果、平成21年度は、新たな減損の兆候は認められていない。以上のことについて、監事より、『保有資産は十分に活用、その機能を発揮。固定資産等の管理は、計画的な実査等を適切に実施。』と評価されている。 ※業務実績報告書(p.59参照)	研究所の保有資産は、横須賀市内と茨城県波崎などにある研究業務実施に不可欠な実験施設・設備、建物(事務室等)であることから、当法人の設置目的を達成するうえで必要最小限なものに限られていると認められる。 また、有用性・有効性や利用度などの確認などの資産管理についても、監事による評価結果より適切なものと認められる。
②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 i)～v)上記①に同じ。といった観点に沿った賃借の必要性についての検証(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)	②賃貸により使用する建物、構築物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用しているものであり、必要最小限のものに限られている。	研究所が賃貸により使用する建物、構築物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用していることから、当法人の目的を達成するうえでの必要最小限のものに限られていると認められる。

	実績	評価(案)
<p>③上記の検証結果及び財務諸表における減損又はその兆候、「遊休資産」等の状況等を踏まえ、</p> <p>i)本来業務に支障のない範囲での有効活用可能性の多寡、</p> <p>ii)政策的必要性や効果に応じた必要最小限の保有・賃借となっているか、</p> <p>iii)効果的な処分</p> <p>といった観点に沿った処分等の検討及び検討結果を踏まえた取組。</p>	<p>③資産の管理状況等の監事監査、監事の資産等の実査および会計監査人等との意見交換等や、減損会計導入に伴う資産の適正管理の結果、平成21年度は、新たな減損の兆候は認められていない。監事より、『保有資産は十分に活用、その機能を発揮。固定資産等の管理は、計画的な実査等を適切に実施。』と評価されている。</p> <p>※業務実績報告書(p.59参照)</p>	<p>前記のとおり、研究所の資産は、研究業務実施に必要な最小限のものであると考えられ、また、減損会計導入に伴う適正な資産管理など、適切な対応がとられていると認められる。</p>
<p>④特に、東京事務所、海外事務所、研修施設等について、引き続き設置し続ける必要があるか、効率化を図ることができないか等(廃止、統合、組織の枠を超えた共用化等ができないか)</p>	<p>④該当なし (東京事務所、海外事務所、研修施設は保有していない)</p>	<p>—</p>
<p>(金融資産)</p> <p>①個別法に基づく事業において運用する資産(以下「事業用資産」という。)について、任務を遂行する手段としての有用性・有効性、事務・事業の目的及び内容等に照らした資産規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組。</p>	<p>①該当なし (事業用資産は保有していない)</p>	<p>—</p>

	実績	評価(案)
②事業用資産以外も含め、保有する現金・預金、有価証券等の資産について、負債や年度を通じた資金繰りの状況等を考慮した上での、保有の必要性、保有目的に照らした規模の適切性の観点からの見直し(財源調達の際の実質的なコストを勘案し、それに見合う便益が得られるかどうかを慎重に検証)及び見直し結果を踏まえた取組。	②該当なし (研究運営に係る資金繰りのための必要最小限の現金・預金のみを保有。なお、有価証券は保有していない。)	—
③融資等業務以外の債権のうち貸付金について、当該貸付の必要性の検討。	③該当なし (貸付金はない)	—
④積立金の規模	④平成22年3月31日時点で261百万円の積立金がある。 これは受託研究費、自己収入で購入した固定資産の未償却残高と、自己収入での利益が積み上がったものであり、未償却残高の次期中期目標期間への繰越額(H23.6までに承認を受ける予定)を除いた残額は、H23.7までに国庫に納付することになる。	適切な対応が予定されていると認められる。
(知的財産等) 実施許諾等に至っていない知的財産について、その原因・理由、実施許諾の可能性、維持経費等を踏まえた保有の必要性の観点からの見直し及び見直し結果を踏まえた取組。	平成15年度以前に出願した特許について、特許権を維持するための特許料等の負担は生じていない。 平成16年度以降の特許出願に当たっては、「知的財産管理活用委員会」において、事業性も判断要件とする出願や審査請求の審議等を行っており、維持経費の観点も十分に考慮している。 ※業務実績報告書(p.218～220参照)	特許出願等の際し、「知的財産管理活用委員会」において特許が活用されるなどの事業性、維持経費等の観点で審議がなされており、適切な対応がとられていると認められる。

	実績	評価(案)
○資産の運用・管理 (実物資産) ①保有する建物、構築物、土地等について、 i)活用状況等の把握。 ii)活用が低調な場合は、その原因の明確化及びその妥当性の検証。 iii)維持管理経費、施設利用収入等の把握。 iv)アウトソーシング等による管理業務の効率化及び利用拡大等による自己収入の向上に係る取組。	①保有する実物資産は、研究業務実施に不可欠な実験施設・設備、建物(事務室等)であり、これらの資産の管理状況等は毎年度の監事監査を受けるとともに、監事は資産等の実査および会計監査人等との意見交換等を実施している。さらに、減損会計導入に伴い資産の適正管理に努めた結果、平成21年度は、新たな減損の兆候は認められていない。監事より、『保有資産は十分に活用、その機能を発揮。固定資産等の管理は、計画的な実査等を適切に実施。』と評価されている。 アウトソーシングについては、一般管理業務(電気・機械等設備の保守・点検、庁舎・敷地内の清掃・警備など)を外部委託している。 ※業務実績報告書(p.49～50,59～60参照)。	適切な対応がとられていると認められる。監事の評価などより、保有資産は十分に活用されていると認められる。
②賃貸により使用する建物、構築物、土地等について、 上記①の i)～iv)に同じ。	②賃貸により使用する建物、構築物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用しているものであり、必要最小限のものに限られている。	研究所が賃貸により使用する建物、構築物、土地等は、研究業務実施に不可欠な観測機器設置、事務室等として利用していることから、当法人の目的を達成するうえでの必要最小限のものに限られていると認められる。
③宿舎(借上物件を含む)について入居率が低い、空き部屋数が多い、当該独法の役職員以外の者の入居部屋数が多いものはないか。	③該当なし (宿舎については、保有や借上を行っていない)	—
④宿泊施設及び教育・研修施設・ホール・会議所(借上物件を含む)で稼働率が低いものはないか。	④該当なし (宿泊施設、教育・研修施設、ホール、会議所については、いずれも保有や借上を行っていない)	—
⑤展示施設(借上物件を含む)の利用者数と経費は適切か。	⑤該当なし (展示施設については、保有や借上を行っていない)	—
⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備・機器、車両・船舶の稼働状況と経費は適切か。	⑥高額(取得価格5000万円以上)な設備等は、研究業務実施に不可欠な実験施設・設備であり、これらの設備や車両等については、資産の管理状況等に対する監事監査などで、『保有資産は十分に活用、その機能を発揮。固定資産等の管理は、計画的な実査等を適切に実施。』と評価されている。 ※業務実績報告書(再掲、p.59参照)	監事の評価などより、設備・機器などは、十分に活用されていると認められる。
(金融資産) ①個別法に基づく事業において運用する資金について、運用方針等の明確化及び運用体制の確立。	①該当なし (事業において運用する資金はない)	—

	実績	評価(案)
②融資等業務による債権で貸借対照表計上額が100億円以上のものについて、貸付・回収の実績のほか、貸付の審査及び回収率の向上に向けた取組。	②該当なし (融資等業務における債権はない)	—
(知的財産等) 特許権等の知的財産について、出願・活用の実績及びそれに向けた次の取組み。 i) 出願に関する方針の策定。 ii) 出願の是非を審査する体制の整備。 iii) 知的財産の活用に関する方針の策定・組織的な活動。 iv) 知的財産の活用目標の設定。 v) 知的財産の活用・管理のための組織体制の整備等。	特許出願・取得の件数(p.216参照、4年間で現中期目標を達成)や特許料収入(p.218参照、過去最大の収入)等の実績を記載。 i) 「特許手続きに係る判断基準(平成19年策定)」に基づく、事業性・特許性を主な判断要素とする方針を策定。 ii) 「知的財産管理活用委員会」を設置し、同委員会が上記 i) に基づき出願の是非を判断。 iii)～v) 上記の「知的財産管理活用委員会」体制を整備し、同委員が主導し、特許出願・取得奨励のための専門家による所内研修や個別相談の実施、特許利用促進を図るためのパンフレットの活用やホームページへの特許情報の掲載等を行うなど、同委員会が知的財産権全般の管理・活用に係る活動を実施。 ※業務実績報告書(p.215～220参照)	「特許手続きに係る判断基準」方針を策定するとともに、特許出願等に際しては、「知的財産管理活用委員会」において特許が活用されるなどの事業性、維持経費等の観点で審議がなされており、適切な対応がとられていると認められる。 また、既存特許の活用を図るため、ホームページ、パンフレット、講演会等の広報活動により既存特許の利用促進に努めており、適切な対応がとられていると認められる。
○人件費管理 ①諸手当及び法定外福利費についての昨年度政独委からの指摘事項への対応(建研、奄美基金を除く)	①諸手当については、該当なし (昨年度政独委の指摘事項に該当するものはない。) 福利厚生費については下記②を参照。	—
②「独立行政法人の法定外福利厚生費の見直しについて」(H22.5.6総務省行政管理局長通知)の内容(i)法人の互助組織への支出の廃止、ii) 食事補助の支出の廃止、iii) 国や他法人で支出されていないものと同様の支出の原則廃止)が守られているか。	②左記 i)、ii) の支出はない。 左記 iii) については、レクリエーション経費(職場親睦活動等の補助)は、国に準じて平成21年8月以降停止し、平成21年度以降廃止する措置を講じた。 また、慶弔見舞金、勤続表彰等の個人に対する給付等については、国における措置状況を勘案し、平成21年度においては、20年永年勤続表彰及び平成20年度末に退職した役員への感謝状授与に際し副賞を贈呈した。このほか、現職の役職員が死亡するなどした場合、生花代を支出することとしている。 ※業務実績報告書(p.298参照)	法定外福利厚生費について、レクリエーション経費を国に準じて廃止しているほか、国に準じて永年勤続表彰の際に贈呈する副賞、現職の役職員が死亡した際に支出する生花代など社会通念上容認し得る支出に限っており、適切な対応がとられていると認められる。
③保険料の法人負担割合が21年度末時点で50%を超えていないか。	③健康保険については、国と同様に事業主と被保険者の負担割合は5:5としている。	国などと同様の措置となっていると認められる。

	実績	評価(案)
④出張の際の支度料が21年度末時点で存在していないか。	④支度料については、支給規程は存在するが、国の運用に準じて1ヶ月未満の海外出張時には支給しないこととしており、実績として、平成21年度は支給していない。	国などと同様の措置となっていると認められる。
⑤法人の給与水準自体が社会的な理解の得られるものとなっているか。	⑤給与水準については、中期目標に基づき、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めており、平成21年度の国家公務員との給与水準の比較指数は、事務・技術職が101.9(昨年度98.8)、研究職が104.4(昨年度104.5)。 ※業務実績報告書(p.317参照)	研究職のラスパイレース指数が高いのは、博士号取得比率が高い等、高水準の研究を維持するためにはある程度やむを得ないものと考えられるが、今後とも引き続き、国に準じた給与水準の見直しを行っていく必要があると考える。
⑥国家公務員と比べて給与水準が高い場合、その理由及び講ずる措置(法人の設定する目標水準を含む)についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。	⑥上記の給与水準の対国家公務員の比較指数がやや高い理由は、事務・技術職については、算定対象人数が少人数(10数名)であり、人事異動等により平均年齢があがったため、ラスパイレース指数が上昇する結果となった。研究職については、世界最先端の研究及び技術開発を限られた人数で行うために高い資質が要求されるとともに、専門的かつ高度な知識・能力を持つ博士号を取得した研究職員の比率が46%と高いため指数も高めとなっているが、高水準の研究を維持するためにやむを得ないものと考えている。 ※業務実績報告書(p.317参照)	
⑦国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況。	⑦中期目標において、「行政支援の推進」として、公共事業の実施上の技術的課題への対応や国、地方公共団体等の技術者の指導、災害時の技術支援等の要請への対応などに取り組むこととされており、研究所の研究成果は国の施策推進に不可欠であることなどから、国からの運営費交付金、施設整備補助金が収入の約47%を占める。 給与水準については、上記のとおり、国家公務員の給与体系に準じており、今後も国に準じた見直しを適切に行うことを考えている。 ※業務実績報告書(p.297参照)	
⑧総人件費改革についての取組の状況と平成18年度からの5年間で5%以上の削減を確実に達成するための展望(併せて、給与水準又はラスパイレース指数が上昇している場合には、その理由)。	⑧総人件費に係る中期目標は、人事院勧告を踏まえた給与改定分を加えて、平成17年度実績に対して6.7%以上の削減となる。これに対し、平成21年度の実績は5.4%削減となり、4年終了時の中間目安の5.7%削減をわずかに超過しているが、中期目標期間の最終年度の平成22年度は、人件費削減目標を達成のために役職員委員の削減を図る等、適切な対応をとることとしており、平成21年度に引き続き人件費の削減に努めることで削減目標の達成が可能と考えている。 ※業務実績報告書(p.318参照)	中期目標4年目終了時の中間評価としては、目標達成が可能であると認められる。

	実績	評価(案)
○契約 ①契約についての昨年度政独委からの指摘事項への対応。	①該当なし (契約に関して、当法人に対する昨年度政独委指摘はない。)	—
②随意契約見直し計画における競争性のない随意契約の削減目標(件数)の達成状況。	②「随意契約見直し計画(H19.12)」に基づき、真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行することとし、平成21年度は、電気・ガス・水道料に関する契約等、競争性のない随意契約によることが真にやむを得ない11件のみの随意契約であり、計画は達成している(平成20年度実績の12件を下回った。更に、平成22年度から特許情報・国際学術雑誌等を一括検索できる文献検索システムに関する契約についても、参加者の有無確認の公募方式へ移行することとしている)。 ※業務実績報告書(p.54~57参照)	目標を達成していると認められる。
③随意契約による契約において再委託割合(金額)が50%以上の案件がないか。	③平成21年度の随意契約案件11件全てについて、再委託は行っていない。	随意契約における再委託はなかったと認められる。
④一者応札の割合(件数)が50%以上又は前年度より増加となっていないか。	④一者応札の割合は、53.2%(216件のうち、115件)となり、平成20年度の70.4%(169件のうち、119件)より減少した。 ※業務実績報告書(p.55~56参照)	一者応札の割合(件数)は前年度より減少していると認められる。
○法人の長のマネジメント ①法人の長がリーダーシップを発揮できる環境は整備されているか。 ②法人のミッションを役職員に対し、具体的に周知徹底しているか。 ③法人のミッション達成を阻害する課題(リスク)のうち、組織全体として取り組むべき重要なものについて把握し、対応しているか。また、それを可能とするための仕組みを適切に構築しているか。 ④法人の長は、内部統制の現状を適切に把握しているか。また、内部統制の充実・強化に関する課題がある場合には、当該課題に対応するための計画が適切に作成されているか。	①理事長による各研究チーム訪問、理事長と研究者役職階層別の意見交換会を実施し、法人のミッションや実施研究の進捗状況、課題などについて、常に各研究者と意見交換を行っている。これらの取組みに加え、経営戦略会議、幹部会等の運営を通じ、理事長のトップマネジメントによる迅速な意志決定、業務全般の実態や問題点の把握、迅速な対応を可能としている。 ※業務実績報告書(p.21~22参照、p.8~9参照) ②平成18年に策定した「研究所運営の基本方針」により、研究所の理念、使命と目標、運営の基本方針等を明確にし、年頭訓示等のトップからのメッセージ発出、職員と幹部の意見交換会等で周知徹底を図っている。 ※業務実績報告書(p.4~7、p.21~23参照)	経営戦略会議等を通じて、理事長がリーダーシップを発揮できる環境が整備されているものと認められる。
	③中期計画で設定した23の評価項目毎の進捗状況等について、上記の経営戦略会議、幹部会等により把握・点検し、課題などへの対応に努めている。(再掲)	適切な対応がとられていると認められる。
	④法人の長は、上記の経営戦略会議、幹部会等により、内部統制の現状・課題を常に把握している。また、中期的な法人のミッション達成のために、外部有識者からなる評議員会の答申を基に、「研究所運営の中期展望」をとりまとめるなど、今後対応すべき研究テーマや重点研究の計画作成の準備を進めている。 ※業務実績報告書(p.9~10参照)	経営戦略会議や幹部会等を通して、理事長は内部統制の現状・課題を適切に把握しており、適切な対応がとられていると認められる。

	実績	評価(案)
○法人の長のマネジメントに係る推奨的な取組 ①マネジメントの単位ごとのアクションプランを設定しているか(評価指標の設定を含む)。	①中期計画で設定した23の評価項目毎に定量的な目標または、具体的な達成手段などを設定している。	中期計画で設定した目標を達成するため、年度計画において定量的な目標や達成手段などを設定し、順調に目標を達成していると認められる。
②アクションプランの実施に係るプロセス及び結果について、適切にモニタリングを行い、その結果を次のアクションプランや予算等に反映させているか。	②研究所運営のコアとなる研究業務については、「研究評価システム」を通じ、研究計画(アクションプラン)の審議・評価、研究成果のモニタリング・評価を実施し、常に次年度以降の計画や予算等に反映させている。 また、研究業務以外のものについては、中期計画で設定した23の評価項目毎の進捗状況等について、上記の経営戦略会議、幹部会等によりモニタリングし、次のアクションプランなどに反映させている。(前掲) ※業務実績報告書(p.165~170参照)	適切な対応がとられていると認められる。
○その他内部統制 ① 監事監査において法人の長のマネジメントについて留意されているか。	①年度計画の実行状況等を対象とする監事監査、経営戦略会議等の研究所運営に係る重要会議への監事の出席等を通じ、法人の長のマネジメントにも留意。 ※業務実績報告書(p.59~60参照)	適切な対応がとられていると認められる。
②監事監査において把握した改善点等については、必要に応じ、法人の長、関係役員に対し報告されているか。	②年度計画の実行状況、資産の管理状況、会計経理の処理状況等を対象とする監事監査とともに、監事は経営戦略会議等の研究所運営に係る重要会議への出席、会計処理等に係る重要文書の常時閲覧等を通じ、把握した改善点については定期の報告及び必要の都度、法人の長などへの報告がなされている。 ※業務実績報告書(p.59~60参照)	適切な対応がとられていると認められる。
③各法人における事業の内部審査や自己評価について、法人内部限りで完結させず対外的な透明性が確保されているか、事業の実効性が上がるものとなっているか。	③外部有識者・監事から構成される契約監視委員会の審議等も踏まえた「随意契約見直し計画」の研究所ホームページでの公表(p.50~53参照)、外部有識者による研究計画の事前評価、研究成果の事後評価などを行う外部研究評価委員会結果を研究所ホームページ上に公表(p.176参照)するなど、透明性の確保と実効性に留意している。	適切な対応がとられていると認められる。

	実績	評価(案)
○関連法人 ①委託先における財務内容を踏まえた上での業務委託の必要性、契約金額の妥当性等。 ②出資目的の達成度、出資先の経営状況を踏まえた上での出資を継続する必要性。 ③関係法人に利益剰余金がある場合の国庫等への返納の必要性。 ④競争性を高めたコスト縮減、情報公開の徹底等が行われているか。	①公益法人への契約による支出は、平成21年度は、2法人と4件の契約(競争性のある随意契約2件、一般競争入札2件、契約金額合計108百万円)であり、研究業務の補助及び適正な契約のための資料作成を目的とした業務委託である。	適切な対応がとられていると認められる。
	②該当なし (研究所が出資や出えんしている法人はない)。	—
	③該当なし (研究所が出資や出えんしている法人はない)。	—
	④研究所ホームページに、独立行政法人と関連法人との間の補助・取引等の状況、独立行政法人から関連法人への再就職状況等についての公開ページを設けており、「当所には、関連法人はない。」旨を公表。また、上記①の公益法人への支出状況についても研究所ホームページで公開。	適切な対応がとられていると認められる。
○中期目標期間終了時の見直し ①中期目標において、目標期間中に取り組むこととされている事項のうち、取組時期等が明記されていないものについて、目標達成に向けた各年度における具体的な取組状況。 ②業務実績の評価にとどまらず、業務の必要性や新たな業務運営体制の考察。	①該当なし (中期目標期間終了時ではない)。	—
	②該当なし (中期目標期間終了時ではない)。	—

	実績	評価(案)
<p>○業務改善のための役職員のイニシアティブ等</p> <p>①法人業務に対する国民のニーズを把握して、業務改善を図る取組を促すアプローチ。</p> <p>②法人における職員の積極的な貢献を促すための取組(例えば、法人の姿勢やミッションを職員に徹底する取組や能力開発のための取組等)を促すアプローチ。</p>	<p>①社会・行政ニーズの把握のための各種意見交換会(行政機関や地方議会関係者、民間企業団体、学識経験者)を実施している。科学技術政策や内外の研究動向の把握のための外部有識者による講演会を開催している。 ※業務実績報告書(p.11～21参照)</p>	<p>国民のニーズを法人業務に適切に反映させるため、関係部局と積極的に意見交換を行い情報収集を行っており、適切な対応がとられていると認められる。</p>
	<p>②法人の姿勢・ミッション等を職員に伝える取組みとして、職員と経営トップとの意見交換会や理事長メッセージの発出、研究所への外部評価の理解促進のための平成20年度業務実績評価調書の職員への説明などを行った。 ※業務実績報告書(p.21～24参照)</p> <p>研究者の独創性・創造性を伸ばすことを目的とした研究者評価システムを運用。 ※業務実績報告書(p.263～275参照)</p>	<p>法人の姿勢・ミッション等を職員に適切に伝えるために、様々な取組を行っており、適切な対応がとられていると認められる。</p> <p>また、法人に対する職員の積極的な貢献を促すため、研究者の独創性・創造性を伸ばす取組を行っており、適切な対応がとられていると認められる。</p>
<p>○個別法人 政独委からの平成20年度業務実績評価における指摘事項において個別意見があった事項(4法人6事項)への対応状況(当該法人のみ)</p>	<p>該当する個別意見は、「独法整理合理化計画(H19.12閣議決定)」において、平成22年度末までに行政職職員の人員を対18年度比で2割削減することとしているが、その進捗状況について業務実績報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、行政職職員の削減状況を明らかにした上で、評価すべきである。」である。</p> <p>これに対して、研究所職員数については、一般職(行政職)職員数の推移(平成18年度21名から平成21年度22名とほぼ横ばい)を業務実績報告書で明らかにしている。</p> <p>なお、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」が平成21年12月25日に閣議決定され、その中では、「上記の「独法整理合理化計画」で定められた事項については、当面凍結し、独立行政法人の抜本的な見直しの一環として再検討する。」とされている。 ※業務実績報告書(p.31参照)</p>	<p>閣議決定に基づき凍結中の事項については、政府としての対応方針が決定されるまで本評価委員会が評価することは難しいと考えられる。</p>